

事業の概要

1 子どもたちの「育つ力」と子育て家庭の「育てる力」を応援します

1 子育て支援についての情報提供、相談機能の充実

| 番号 | 区分 | 事業名 | 事業の概要 | 担当課 |
|-----------------|------|----------------------|--|--|
| I-1-1 | | 子どもと子育てに関する情報の一元的な発信 | 区役所の各部課に分散している子どもと子育てに関する情報の一元化を図り、子育て家庭を中心とした区民に、ホームページの構築や子育てに関するガイドブック・マップなどの作成・配布を通じて、区民の求める情報を分かりやすく発信します。また、合わせてNPO等の子育てを支援する民間団体や区外の情報も提供します。 | 子育て支援課 |
| I-1-2 | 計画事業 | 子ども家庭支援センターの整備 | 身近な地域の子ども家庭支援センターにおいて、保健師・社会福祉士等専門職員が子どもと子育て家庭の総合相談に応じます。 また、児童虐待対応等の重大な問題に対応するため、機能の集中化を図ります。 子どもと子育て家庭を支援する中核的機関である子ども家庭支援センターの5か所目を開設するとともに、機能の充実を図ります。 | 子育て支援課 |
| I-1-3 | | 地域における子ども相談・子育て相談 | 地域の相談窓口として、保健相談所、児童館、保育所、幼稚園、総合教育センター、練馬女性センターえーるなどで、子育てに関する不安や悩みの相談を、電話や面談で受け、解決に努めます。専門的な対応が必要な事例には、子ども家庭支援センターなどの関係機関と連携し、解決に努めます。 | 保健相談所、子育て支援課、保育課、学務課、総合教育センター、人権・男女共同参画課 |
| I-1-4 (新規事業) | 計画事業 | (仮称)すくすくナビゲーター事業の実施 | 子育て支援情報を効果的に提供するために情報基盤を整備するとともに、様々な相談に対し、適切な子育て支援事業を案内する(仮称)すくすくナビゲーターを子育てのひろばに配置します。 | 子育て支援課 |

2 子育て家庭の交流の促進

| 番号 | 区分 | 事業名 | 事業の概要 | 担当課 |
|-------|------|---------|--|--------|
| I-2-1 | 計画事業 | 子育てのひろば | 0~3歳までの子どもと保護者に集いの場を提供し、在宅で子育てをしている家庭の交流を促進し、孤立感の解消に努めます。また、子育ての相談を行い、子育てに関する不安の解消に努めます。 | 子育て支援課 |

| 番号 | 区分 | 事業名 | 事業の概要 | 担当課 |
|-------|------|--------------------------|---|--------------------------------|
| I-2-2 | | 児童館等における子育て支援事業を通じた交流の促進 | 児童館、地区区民館、厚生文化会館、保健相談所などにおいて、乳幼児や保護者を対象にしたさまざまな事業の実施や、子育て自主グループへの活動の場の貸出しなど、子育て家庭の交流の促進とグループ作りを支援します。 | 子育て支援課、地域振興課、地域福祉課、健康推進課、保健相談所 |
| I-2-3 | | 保育所・幼稚園における子育て家庭の交流の促進 | 保育所、幼稚園の園庭開放や園行事などを通して、地域の子育て家庭の交流や、園と地域の交流を進めます。 保育所では、地域の子育て中の親子を対象に、「ふれあい給食」や遊びの事業などを実施し子育て家庭の交流を図るとともに、子育ての悩みや不安を気軽に相談できる場をつくるなど、子育て家庭を支援します。 幼稚園では、未就園児を対象とした保育や、園舎・園庭の開放等を行い、地域の子育て家庭の交流の場を提供します。 | 保育課、学務課 |
| I-2-4 | 計画事業 | 子育て支援啓発講座の実施 | 子育てに係る方々を対象として、子育て支援啓発講座を実施していきます。育児不安の軽減と育てる力の向上を図るための講座としては、ノーバディーズ・パーフェクトを実施します。これは、ファシリテーターの支援のもと、親同士が支えあう関係を築きながら、子育てのノウハウを相互に学びあう講座です。 | 子育て支援課 |

3 子育て家庭を地域で支える仕組みづくり

| 番号 | 区分 | 事業名 | 事業の概要 | 担当課 |
|-------|------|---------------------------|--|--------|
| I-3-1 | | 民間子育て支援団体のネットワークづくり | NPO等子育て支援団体の情報の集中拠点として子ども家庭支援センターを位置付け、子育て支援団体などのネットワークづくりを支援します。 また、NPO等子育て支援団体活動への施設の提供や、必要な備品の貸出しを行います。 | 子育て支援課 |
| I-3-2 | 計画事業 | 児童館を地域の核とする子育て支援ネットワークの構築 | 子どもと家庭を地域で支えることを目的に、児童館を中心とした地域での子育てに関する事業の提携を通じて、さまざまな子どもと家庭、地域の子育て支援団体、地域住民、保健相談所、学校、保育所、幼稚園などと連携し、地域レベルでのネットワークづくりを進めます。 現状は地域によりネットワークづくりに差があることから、さらに推進していきます。 | 子育て支援課 |

| 番号 | 区分 | 事業名 | 事業の概要 | 担当課 |
|-------|------|---------------------|--|--------|
| I-3-3 | 計画事業 | ファミリーサポート（育児支えあい）事業 | <p>区民が主体的に行う育児援助活動で、援助会員（保育サービス講習会修了者）と利用会員（子どもの保護者）の双方の了解のもと、子どもの一時保育・保育所等への送迎などを行います。</p> <p>今後は、地域の育児援助活動を支援するファミリーサポートセンターの業務を一本化して委託し、より利用しやすく効率的な体制を整備していきます。</p> <p>また、援助会員の確保、増員とスキルアップを図るため、保育サービス講習会の充実や子育て検定を実施します。</p> | 子育て支援課 |

4 保育サービスの充実

| 番号 | 区分 | 事業名 | 事業の概要 | 担当課 |
|-------|------|-------------------|---|--------|
| I-4-1 | 計画事業 | 保育所待機児の解消 | <p>私立認可保育所の新設、既設園の増改築等による定員増、認証保育所の新設などにより、保育サービスの定員を拡大し、早期の待機児解消をめざします。</p> | 保育課 |
| I-4-2 | 計画事業 | 乳幼児一時預かり事業 | <p>保護者の都合に合わせ、乳幼児の子どもの一時預かりを実施することで、在宅子育て家庭への育児支援を行います。</p> <p>利用のニーズが非常に高いことから、子ども家庭支援センターの開設などに併せて、利用枠を拡大します。</p> | 子育て支援課 |
| I-4-3 | | ショートステイ | <p>保護者が疾病等の理由によって家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、施設において養育することにより児童および家庭の福祉の向上を図ります。</p> <p>【平成 21 年度末の現況（見込み）】</p> <p>設置か所数 2 か所 定員数 13 人 利用日数 延べ 912 日</p> | 子育て支援課 |
| I-4-4 | | トワイライトステイ（夜間一時保育） | <p>保護者が、仕事やその他の理由によって平日の夜間に不在となり、家庭における児童の養育が困難となった場合、子ども家庭支援センター（ぴよぴよ）や施設において養育することにより、児童および家庭の福祉の向上を図ります。</p> <p>【平成 21 年度末の現況（見込み）】</p> <p>設置か所数 4 か所 定員数 36 人 利用件数 延べ 2,681 件</p> | 子育て支援課 |
| I-4-5 | 計画事業 | 短期特例保育 | <p>保護者の疾病、出産等により短期的に保育が必要な場合に、生後 58 日以上から未就学の児童を対象に、保育員、定員に空きのある保育所・認証保育所・保育室において保育を行います。</p> <p>緊急時における短期特例保育事業の需要が高いため、新設の私立保育所および認証保育所に実施を要請していきます。</p> | 保育課 |

| 番号 | 区分 | 事業名 | 事業の概要 | 担当課 |
|--------|------------|---------------|---|-----|
| I-4-6 | 計 画 事 業 | 一時預かり | 保護者の育児疲れ、断続的勤務などの保育ニーズに応えるために、一時的に保育を行います。 | 保育課 |
| I-4-7 | 計 画 事 業 | 病児・病後児保育 | 保育所に通っている児童が、病気の回復期で集団保育が困難な期間に、保育所や医療施設などの一室を保育室として整備し、一時的に預かります。 また、保育所に通っている児童が病気をした際に、親の就労の継続性を確保するために、一時的に病児を預かる病児保育を医療機関連携型により行います。 | 保育課 |
| I-4-8 | 計 画 事 業 | 延長保育 | 保護者の就労等の延長、多様な就労形態に対応するため、現在、区・私立保育所 40 園で、保育所の開所時間の前後に延長保育を実施しています。今後も新設私立保育所および運營業務委託を行う区立保育所において拡大を図っていきます。 | 保育課 |
| I-4-9 | 計 画 事 業 | 認定こども園 | 幼稚園機能と保育所機能を有した認定こども園の整備を促進し、就学前の児童の教育・保育を一体として提供するとともに、地域における子育て支援もおこないます。 | 保育課 |
| I-4-10 | | 休日保育 | 従来、保育所の休園日となっていた日曜・祝日に、休日保育を実施します。今後の動向を見ながら、事業を実施する園数・地域については検討していきます。 | 保育課 |
| I-4-11 | | 年末保育 | 保護者の多様な就労形態に対応するため、12月29・30日に、午前7時30分から午後6時30分まで、保育所・保育室で保育を行います。 【平成21年度末の現況（見込み）】 区立保育所 10 園 私立保育所 5 園 保育室 1 室 | 保育課 |
| I-4-12 | | 産休明け保育 | 産後すぐ職場復帰するなど、産休明けからのニーズに応えるために、生後58日からの乳児の保育を実施します。産休明けから預けたいという保護者の要望を踏まえ、実施保育所を拡大していきます。 【平成21年度末の現況（見込み）】 区立保育所 14 園 私立保育所 11 園（分園含む） | 保育課 |
| I-4-13 | | 0歳児の11時間保育の実施 | 区立・私立保育所で、8か月以上の児童の11時間保育を行っています。0歳児から11時間預けたいという保護者の要望を踏まえ、実施保育所を拡大していきます。 【平成21年度末の現況（見込み）】 区立保育所 12 園 私立保育所 12 園（分園含む） | 保育課 |

5 児童館、地区区民館、厚生文化会館、学童クラブ事業等の充実

| 番号 | 区分 | 事業名 | 事業の概要 | 担当課 |
|-------|------|---------------------|--|-------------|
| I-5-1 | | 魅力ある児童館活動の展開 | 乳幼児、小学生から中高生までの利用者層に対応して、幅広く特色ある事業を提供することで魅力的な児童館活動を展開します。 | 子育て支援課 |
| I-5-2 | | 地区区民館、厚生文化会館の児童館事業 | 地区区民館、厚生文化会館では、児童館機能として、幼児対象事業の運営や、クラブ活動、子ども対象の季節行事などを、地域の協力を得ながら展開します。 今後は、放課後子どもプラン事業や学童クラブの拡充をめざしており、地区区民館、厚生文化会館との児童対応のすみ分けや連携について、今後協議していきます。 | 地域振興課、地域福祉課 |
| I-5-3 | | 児童館ホームページの整備 | 児童館のホームページを活用して、「児童館だより」や各種行事等の情報を提供します。現在の情報提供は単方向ですが、今後は子どもの声が反映できるような双方向な仕組みも模索していきます。 また、インターネットを活用した子育て相談や子ども相談にも取り組んでいきます。 | 子育て支援課 |
| I-5-4 | | 児童館等の開館日、開館時間の拡大 | 児童館等の開館日・開館時間は現在月曜から土曜の午前9時から午後5時までとなっていますが、児童館の開館時間を延長し、遊びの充実を図ります。また、日曜日の児童館等の利用を促進し、親子のふれあいや地域の人々との交流を豊かに築く場を提供します。 中村児童館（水・土の午後7時まで）、光が丘なかよし児童館（月～土の午後8時まで、日の午前9時から午後5時まで）で実施していますが、今後とも可能なものについては開館日・開館時間の拡大と整合に向けて検討を進めていきます。 | 子育て支援課 |
| I-5-5 | | 児童館運営委員会の設置 | 効率的、効果的な児童館運営を図るために地域と協働することを目的として、児童館運営委員会を設置し、ご意見やご要望を児童館運営に反映させます。 平成20年度末現在では15館に設置しましたが、全17館に設置するとともに、今後は、地域の意見を反映した児童館の運営を行えるような仕組みをつくっていきます。また、運営委員会は地域のネットワークづくりの母体となっていきます。 | 子育て支援課 |
| I-5-6 | 計画事業 | 中学生・高校生の需要に応える事業の実施 | 既存の児童館は小学生対象施設として建設されており、中高生専用の居場所を確保することは困難です。現在は、時間帯のすみわけをすることにより小学生と中高生のそれぞれの需要が満たされるように努力しています。 そのため、より中高生の需要に応えるため、中高生の居場所づくりとして1館でモデル事業を実施していますが、今後は実施館の拡大をめざします。 | 子育て支援課 |

| 番号 | 区分 | 事業名 | 事業の概要 | 担当課 |
|-----------------|----|---------------|---|--------------------|
| I-5-7 | | 学童クラブ事業 | 放課後等の保育に欠ける児童の健全育成を図るため、学童クラブ事業を充実します。 | 子育て支援課、地域振興課、地域福祉課 |
| I-5-8 (新規事業) | | 児童館子どもスタッフの活用 | 魅力ある児童館事業を行うために、児童館に来館している児童で構成された児童館子どもスタッフを活用します。 | 子育て支援課 |

6 その他の居場所、遊び場、多様な体験機会の充実

| 番号 | 区分 | 事業名 | 事業の概要 | 担当課 |
|-------|----|-----------------------|---|-------|
| I-6-1 | | 青少年館事業 | 青少年向けの教室・講座や、個人でも気軽に利用できる学習室、談話室、レクホールの開放を通じて、青少年の健全な育成を支援します。 | 生涯学習課 |
| I-6-2 | | 民間遊び場・公(民)有地一時開放遊び場事業 | <p>(民間遊び場および民有地一時開放遊び場)</p> <p>区内の民有空き地を子どもの遊び場として利用し、児童・青少年の健全育成を支援します。土地所有者や管理委員・運営委員の高齢化が進んでいますが、遊び場の存続とともに、新たな遊び場の設置を検討していきます。</p> <p>(公有地一時開放遊び場)</p> <p>区内の公有地をその本来目的で使用するまでの間、子どもの遊び場として利用し、児童・青少年の健全育成を支援します。</p> <p>【平成 21 年度末の現況 (見込み)】</p> <p>民間遊び場数 33 か所 民有地一時開放遊び場数 6 か所 公有地一時開放遊び場数 3 か所</p> | 青少年課 |
| 1-6-3 | | 青少年キャンプ場の利用促進 | <p>区内の青少年団体、親子グループ等を対象に、練馬区立秩父青少年キャンプ場を開設しています。自然環境に恵まれた施設で、宿泊を伴う自炊やキャンプファイヤーなどを通じて自然体験を積むとともに、友人との交流を図り、人間性豊かな青少年の育成を支援します。ジュニアリーダーの養成と併せ、団体利用のさらなる促進を図ります。</p> <p>(開設期間)</p> <p>毎年 5 月 1 日から 10 月 31 日までの 6 か月間 定員 110 名</p> | 青少年課 |

| 番号 | 区分 | 事業名 | 事業の概要 | 担当課 | | | | | | | | | | |
|-------------------|------------------|---------------------|---|---------------|-----------|-------------------|------------------|-------|-----------|-------|-----------|-----------|------|------------|
| I-6-4 | | 児童遊園・公園・緑道・憩いの森等の整備 | <p>子どもを含め区民の憩いの場として、児童遊園や公園等を整備します。また、区内に残された貴重な樹林を保全し区民に開放し、土や樹木と触れ合える場を確保します。</p> <p>また、児童遊園では、近隣住民による児童遊園運営委員会による清掃や児童の指導等、地域と協働で子どもたちの遊び場を運営していますが、委員の高齢化に伴い運営に不都合を生じている委員会もあることから、効果的なPRを行うよう努め、地域のコミュニティ拠点としての児童遊園の運営について引き続き呼びかけを行ってまいります。</p> <p>【平成21年度末の現況（見込み）】</p> <table> <tr> <td>児童遊園</td> <td>216か所</td> </tr> <tr> <td>（児童遊園運営委員会設置児童遊園数</td> <td>45か所）</td> </tr> <tr> <td>公園</td> <td>191か所</td> </tr> <tr> <td>緑地・緑道</td> <td>212か所</td> </tr> <tr> <td>憩いの森・街角の森</td> <td>51か所</td> </tr> </table> | 児童遊園 | 216か所 | （児童遊園運営委員会設置児童遊園数 | 45か所） | 公園 | 191か所 | 緑地・緑道 | 212か所 | 憩いの森・街角の森 | 51か所 | 公園緑地課、青少年課 |
| 児童遊園 | 216か所 | | | | | | | | | | | | | |
| （児童遊園運営委員会設置児童遊園数 | 45か所） | | | | | | | | | | | | | |
| 公園 | 191か所 | | | | | | | | | | | | | |
| 緑地・緑道 | 212か所 | | | | | | | | | | | | | |
| 憩いの森・街角の森 | 51か所 | | | | | | | | | | | | | |
| I-6-5 | | 学校施設の地域開放 | <p>各校に設置された学校応援団や学校開放運営委員会に委託し、学校教育に支障のない範囲で子どもを含めた地域住民の学習・文化・スポーツ・レクリエーション活動の場として、学校施設を開放します。</p> <p>【平成21年度末の現況（見込み）】</p> <table> <tr> <td>校庭開放</td> <td>（小学校 69校）</td> </tr> <tr> <td>体育館開放</td> <td>（小学校 33校、中学校 4校）</td> </tr> <tr> <td>図書館開放</td> <td>（小学校 44校）</td> </tr> <tr> <td>教室開放</td> <td>（小学校 22校）</td> </tr> </table> | 校庭開放 | （小学校 69校） | 体育館開放 | （小学校 33校、中学校 4校） | 図書館開放 | （小学校 44校） | 教室開放 | （小学校 22校） | 生涯学習課 | | |
| 校庭開放 | （小学校 69校） | | | | | | | | | | | | | |
| 体育館開放 | （小学校 33校、中学校 4校） | | | | | | | | | | | | | |
| 図書館開放 | （小学校 44校） | | | | | | | | | | | | | |
| 教室開放 | （小学校 22校） | | | | | | | | | | | | | |
| I-6-6 | | 学習・文化、スポーツに関する情報提供 | <p>「学習・文化ガイドブック」「スポーツガイドブック」等により、学習・文化やスポーツに関する情報提供を行い、子どもの健全な成長を支援します。</p> | 生涯学習課、スポーツ振興課 | | | | | | | | | | |
| I-6-7 | | 子ども読書活動の推進 | <p>平成21年3月に「練馬区子ども読書活動推進計画（第二次）」を策定しました。第二次計画に基づき、子供の読書活動の意義や大切さの普及・啓発、家庭、地域社会、学校の緊密な連携と相互の協力による取組の推進、子供が読書に親しむ機会の提供と読書環境の整備に努めます。</p> <p>(a) 子供サービス事業・・・各種行事の企画実施、子供向けホームページの充実、子供読書活動支援事業の推進</p> <p>(b) 読書啓発・・・「本の探検ラリー」の実施規模の拡充</p> <p>(c) ブックスタート・・・利用規模の拡大</p> <p>(d) 学校等支援・・・団体貸出し、学校教職員・児童関係施設職員対象の講習会の充実</p> <p>(e) 地域読書活動支援・・・読書活動ボランティアの養成講習会の充実</p> | 光が丘図書館 | | | | | | | | | | |

| 番号 | 区分 | 事業名 | 事業の概要 | 担当課 |
|--------|------|--------------------|--|----------|
| I-6-8 | | 芸術活動等（ジュニア・オーケストラ） | ジュニアオーケストラなどの活動を通して豊かな人間性を育むとともに、異年齢の子どもが交流する場を提供します。 | 総合教育センター |
| I-6-9 | 計画事業 | 学校応援団推進事業 | <p>区立小学校にPTAや町会・自治会やなどの地域住民を主体とした「学校応援団」を設置し、小学校の児童および地域のために、学校・地域相互の人材活用および学校施設の地域活用を図ります。各学校応援団が、子どもたちの遊びや学び、読書等で過ごせる場を提供する「児童放課後等居場所づくり事業」などを担うことにより、子どもたちの健やかな成長を育む環境づくりを推進していきます。</p> <p>今後は、学校応援団が安定した活動を継続できるように、事業の担い手であるスタッフや活動場所の確保等の支援をしていきます。</p> <p>また、放課後子どもたちの安全で健やかな居場所の充実を図るため、練馬区における「放課後子どもプラン」に基づく学童クラブとの連携が円滑に進むよう、安定した事業の継続が行えるよう、ハード（ひろば室整備や校内への学童クラブ移設）、ソフト（連携のきっかけ作りなど）の両面での支援を行っていきます。</p> | 生涯学習課 |
| I-6-10 | | こどもエコクラブ事業 | <p>環境省が主催する幼児・小・中・高校生の2名以上グループを対象とした活動で、区は事務局として支援します。</p> <p>子どもたちが主体的に行う、自然観察・調査、リサイクル等、地域の中で身近にできる環境活動を支援することにより、人間と環境の関わりについての幅広い理解を深めるとともに、多様な体験機会を提供します。今後は、環境学習の場の提供や環境に関する情報の提供を充実していきます。</p> | 環境政策課 |
| I-6-11 | | スポーツ教室等スポーツ体験 | <p>初心者スポーツ教室、少年少女スポーツ大会（少年野球大会）の開催など、スポーツ体験を通じて、少年少女の交流および体力の向上と豊かな心身の育成を進めます。参加率の低い教室については、実施時期や周知方法等を改善していきます。</p> | スポーツ振興課 |
| I-6-12 | | 練馬こどもまつり | <p>毎年5月の第2土曜日（児童福祉週間）に、実施会場2会場（都立光が丘・石神井公園）で、100種類くらいの遊びのコーナーを設け、ゲームや工作などを楽しんでいます。</p> <p>今後とも、楽しい遊びを通じて、親子の交流の場を提供するとともに、児童館等の児童厚生施設や子ども会、民間団体の相互交流を図ります。</p> <p>【平成21年度末の現況（見込み）】 参加団体 91団体、参加者 47,000人</p> | 子育て支援課 |

| 番号 | 区分 | 事業名 | 事業の概要 | 担当課 |
|------------------|------|-------------------------|--|----------------------|
| I-6-13 | | わかものスタート支援事業 | 青少年が、地域社会とのかかわりの中で、自らの未来を切り拓いていけるように、社会参加や就労を支援するため、講演会、パソコン実務や就労支援の講座を開催します。 また、ニート（若年無業者）・ひきこもりの若者への支援として、相談窓口の設置や、職業体験の場の提供などによる就労を検討します。 | 生涯学習課 |
| I-6-14 | 計画事業 | 練馬区における「放課後子どもプラン」 | 放課後等の子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを進めるため、全小学校に学校応援団を立ち上げ、学校応援団ひろば事業と学童クラブ事業との連携を図ります。 学校応援団ひろば事業と学童クラブとの連携を進めるため、学童クラブの校内移設および必要な学校に学校応援団ひろば室の整備を行います。 さらに、この計画を推進し、子どもの安全・安心な居場所を拡充する中で、学童クラブの待機児解消を図ります。 | 生涯学習課、子育て支援課、計画調整担当課 |
| I-6-15 | 計画事業 | ねりま遊遊スクール（子どもの居場所づくり）事業 | 平日放課後、土日・休日の余暇時間を利用して実施する、主に幼・小学生対象の講座です。子どもの活動に取り組む団体の創意工夫を活かし、地域の教育力向上につなげています。 今後とも、地域団体と協力しながら、子どもたちが、身近な地域でさまざまな体験ができるように、多くの学習機会を提供していきます。あわせて、ねりまの未来を担う人材の養成を図っていきます。 | 生涯学習課 |
| I-6-16 （新規事業） | 計画事業 | 外遊びの場の提供事業 | NPO等民間活動団体との協働により、子どもたちが生きる力をはぐくむための遊びの場として、幅広い年齢層を対象に、実体験を積み重ねることのできる外遊びの場を開設します。 | 子育て支援課 |

7 子どもが自ら考え、参画する機会の拡充

| 番号 | 区分 | 事業名 | 事業の概要 | 担当課 |
|-------|------|---------|---|------|
| I-7-1 | 計画事業 | 練馬子ども議会 | 学校などから選出された子ども議員が、区政について意見や質問を表明し、それに区職員が答弁します。 子どもたちが区政や区議会について理解を深め、区政等への参画の意識を高める契機とします。また、子どもたちの意見や要望を、区が聴取する機会とします。 | 青少年課 |

| 番号 | 区分 | 事業名 | 事業の概要 | 担当課 |
|-------|------|--------------------------|---|-------|
| I-7-2 | | ジュニアリーダーの養成 | <p>子どもたちの仲間づくりのために、地域におけるさまざまな活動において、中心的役割を担う青少年を養成します。学校・学年を越えて、仲間づくりのリーダーとして役立つキャンプやレクリエーションなどの知識や、技術を楽しく学ぶことができる場を提供します。</p> <p>現状は受講生・協力者が減少傾向にあるため周知に努めるとともに、継続して参加する受講生を増加させることにより修了後の地域でのリーダーとしての活動を担っていただけるようにしていきます。</p> | 青少年課 |
| I-7-3 | | ホームページによる青少年事業の情報発信 | <p>青少年向けホームページを開設し、青少年に関する施策や事業、催し、施設の案内などを掲載するとともに、意見要望などを受けます。</p> <p>青少年にわかりやすく親しみやすいホームページへと改訂してきましたが、練馬区ホームページリニューアルに合わせてさらに改訂を行っていきます。</p> | 青少年課 |
| I-7-4 | 計画事業 | ねりま遊遊スクール(子どもによる講座づくり)事業 | <p>平日の放課後、土日・休日を活用し、中高生自らが小学生を対象に企画・運営をする講座です。今後は、「子どもたちにとって、かけがえのない存在として地域社会の中で活かされ、感謝され、必要とされる場所」としての「要(い)場所」事業を推進していきます。</p> | 生涯学習課 |

8 経済的な支援

| 番号 | 区分 | 事業名 | 事業の概要 | 担当課 |
|-------|----|-----------|--|--------|
| I-8-1 | | 児童手当の支給 | <p>小学校修了前までの児童を養育する保護者に手当(月額 第1子・第2子 5,000円(3歳未満 10,000円)、第3子以降 10,000円)を支給します。ただし所得制限があります。今後とも国の動きを見据えたうえで、必要な対応をしていきます。</p> <p>【平成21年度末の現況(見込み)】 受給者数 32,000人</p> | 子育て支援課 |
| I-8-2 | | 就学援助費の支給 | <p>経済的理由により児童・生徒に義務教育を受けさせることが困難な保護者に、区が学用品・給食費等の援助を行い、教育の機会均等を図ります。</p> <p>【平成21年度末の現況(見込み)】 認定者数 11,933人</p> | 学務課 |
| I-8-3 | | 子ども医療費の助成 | <p>中学生までの子どもを対象に、健康保険の自己負担分と入院時食事療養費標準負担額等を所得制限なしで助成します。</p> <p>【平成21年度末の現況(見込み)】 受給者数 92,000人</p> | 子育て支援課 |

| 番号 | 区分 | 事業名 | 事業の概要 | 担当課 |
|-------|----|------------|--|--------|
| I-8-4 | | 第3子誕生祝金の支給 | 練馬区に1年以上在住する家庭で第3子以降が誕生した場合、新生児1人につき誕生祝金20万円を支給する。 【平成21年度末の現況（見込み）】 受給者数 600人 | 子育て支援課 |

9 誰もが働きやすい就業環境の推進

| 番号 | 区分 | 事業名 | 事業の概要 | 担当課 |
|-------|------|--------------------------|--|------------|
| I-9-1 | 計画事業 | 男女共同参画に関する啓発行事等 | 男女共同参画社会（男女が対等に、自らの意思で社会のあらゆる分野の活動に参画でき、均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受し、ともに責任を担う社会）の実現に向けて、講演会等の各種啓発行事を実施することによって、働き方の見直しや職場での固定的性別役割分担意識の解消を促します。 | 人権・男女共同参画課 |
| I-9-2 | 計画事業 | 「ねりま産業情報（ぺがさす）」等による啓発・広報 | 区の産業施策等の情報を提供する広報紙「ねりま産業情報（ぺがさす）」等によって、意識改革を推進するための広報・啓発、情報提供等を行います。 また、区内事業所が次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画を策定するよう働きかけるなど、仕事と子育ての両立に関連する法制度等の広報・啓発、情報提供等を行います。 | 商工観光課 |
| I-9-3 | 計画事業 | 男女共同参画情報紙「MOVE」等による啓発・広報 | 男女共同参画情報紙「MOVE（ムーブ）」等によって、意識改革を推進するための広報・啓発、情報提供等を行います。また、仕事と子育ての両立に関連する法制度等の広報・啓発、情報提供等を行います。 | 人権・男女共同参画課 |
| I-9-4 | 計画事業 | 就職・再就職のための情報提供 | 練馬女性センターえーるで、子育てで退職した女性等に、就職・再就職や職業能力開発の基礎的な知識・技能を身につけるための講座を実施します。また、就職・再就職および職業能力開発のための各種情報の収集および提供を行います。 昨今の経済危機の影響もあり、より多くの女性が再就職を望む状況となっていることから、より再就職に結びつきやすいように、具体的で実践的な講座の実施と、情報発信を継続していきます。 | 人権・男女共同参画課 |
| I-9-5 | | 起業家支援のための講座 | 多様な働き方のひとつとして、創業にあたって必要となる知識や技術の習得のための実践的な講座を開催します。 一人でも多く創業者を増やすため、創業に結びつく講座を開催するよう講座内容を工夫していきます。 | 経済課 |

| 番号 | 区分 | 事業名 | 事業の概要 | 担当課 |
|-----------------|------|-------------------|---|----------------|
| I-9-6 | | 就労相談・支援 | <p>就労情報提供の場として、「ワークサポートねりま」を開設しているほか、若年者向けの事業として、「ヤング応援就職面接会」などを実施しています。</p> <p>また、区ホームページでは、随時、就労支援事業を掲載します。</p> <p>今後も事業の周知方法について、さらに工夫していきます。</p> | 経済課 |
| I-9-7 | | 労働資料の収集および提供 | <p>仕事と子育ての両立支援のための関係法制度等の情報や資料の収集に努め、練馬女性センターエーサー図書・資料室の運営、情報ライブラリーニュース「すてっぷ」の発行、勤労福祉会館資料コーナーの運営、勤労福祉会館だよりの発行により、これらの情報の広報・啓発、情報提供等を行います。</p> <p>貸出し用図書、勤労福祉会館だよりの内容を充実させ、利用者にとって役立つものにしていきます。</p> | 人権・男女共同参画課、経済課 |
| I-9-8 | | 労働に関する講座等 | <p>勤労福祉会館の春闘講座、労務管理実務講習等の中で、仕事と子育ての両立支援のための関係法制度等の解説を行い、情報提供に努めます。</p> | 経済課 |
| I-9-9 (新規事業) | 計画事業 | 男女共同参画計画に基づく施策の推進 | <p>第2次練馬区男女共同参画計画では、基本理念の1つとして「家庭生活における活動と他の活動の両立」を掲げています。特に働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現することは、区民が人生の各段階に応じて多様な生き方を選択・実現するための取り組みの一つとして重要です。</p> <p>第2次計画が平成22年度で終了することを受け、平成22年度末に次期計画を策定し、平成23年度から新たな計画に基づく男女共同参画に係る施策を総合的に推進していきます。</p> | 人権・男女共同参画課 |

Ⅱ 子どもと親の健康づくりを応援します

1 健康診査等の充実

| 番号 | 区分 | 事業名 | 事業の概要 | 担当課 |
|-------|------|----------------|---|---------------|
| Ⅱ-1-1 | | 妊娠届・母子健康手帳交付 | 妊娠届出時に母子健康手帳を交付し、妊婦健康診査受診票、パンフレット等が入った「母と子の保健バッグ」を配付します。 【平成21年度末の現況（見込み）】 妊娠届 6,800件 | 健康推進課 |
| Ⅱ-1-2 | | 乳幼児健診 | 乳幼児を対象に身体や精神発達の節目の時期に健康診査を実施しています（4か月・6か月・9か月・1歳6か月・3歳）。 保健相談所で実施する健診は、医師の診察の他、必要に応じて保健師、栄養士、歯科衛生士、心理相談員の専門職が個別相談に対応しています。健診は子どもの相談に限らず、保護者の子育てに関する悩みや保護者自身の相談にも対応しています。また、区内の子育てサービスを上手に利用していただくために、子育てサービスの情報提供も同時に行っています。 | 健康推進課、保健相談所 |
| Ⅱ-1-3 | 計画事業 | 幼児歯科健診 | 1歳6か月児、2歳児、2歳6か月児、3歳児の幼児を対象に、歯科健診および歯科保健指導を行います | 保健相談所 |
| Ⅱ-1-4 | | 歯の衛生週間行事 | 歯の衛生週間の時期に合わせて、3つの事業を行います。 ① 歯一トファミリーコンクール・・・前年度3歳児歯科健康診査を受け、むし歯がなく健康状態も良好な幼児とその家族の中で、希望する家族に練馬区歯科医師会の協力を得て審査を実施します。さらに優秀な家族は、東京都の実施する「8020・すこやかファミリー」に推薦します。 ② 歯科衛生図画・ポスターコンクール・・・区立小学生を対象に歯科衛生に関する図画およびポスターコンクールを実施します。さらに優秀な作品は、全国小学生歯科衛生図画・ポスターコンクール東京都予選に選出します。 ③ よい歯・よい子のつどい・・・上記2つのコンクールにおける入賞者の表彰式。 2つのコンクールの入賞者を区が表彰します。 | 健康推進課 |
| Ⅱ-1-5 | | 保育園児、幼稚園児の健康診断 | 園児の健康状態を把握し、集団生活を健康で安全に過ごせるように健康診断を実施します。 | 学務課、保健給食課、保育課 |

| 番号 | 区分 | 事業名 | 事業の概要 | 担当課 |
|--------|----|----------------|---|-------|
| Ⅱ-1-6 | | 児童生徒の健康診断 | 法定の健康診断の他に、小中学校全児童を対象に、生活習慣病健診を実施します。また、小学校では、4年生以上の学年にも寄生虫卵検査、中学校1年生に貧血検査を実施します。歯科定期健康診断の際には、むし歯・歯周疾患のない児童に対して、表彰バッチの「よい歯のバッチ」を交付します。 | 保健給食課 |
| Ⅱ-1-7 | | 1歳6か月児健診フォロー教室 | 1歳6か月児健診後に、子ども自身や母親に専門的な支援が必要と思われる親子に、季節の行事や親子の遊びなどのプログラムを通して親子関係や子どもの発達について心理士・保育士・保健師によるグループ指導、助言を行います。 | 保健相談所 |
| Ⅱ-1-8 | | 乳幼児経過観察健診 | 4か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診等の結果、経過観察の必要な乳幼児に対し改めて経過観察健診日を設け、医師による診察、保健師・栄養士・心理相談員による個別相談等健康診査を行います。また、健診後に必要に応じて地区担当保健師が継続支援します。 【平成21年度末の現況】 実施回数 99回 受診者数 1,400人 | 保健相談所 |
| Ⅱ-1-9 | | 障害児を持つ親の会等への支援 | 障害児の保護者同士が交流を図り、障害の学習や啓発、療育・就園、就学等の情報交換を行う活動を支援します。 | 保健相談所 |
| Ⅱ-1-10 | | 妊婦健康診査事業 | 妊婦および胎児の健康管理と異常の早期発見を目的とし、定期的な健康診査のために、妊婦健康診査受診票の交付を行っています（平成20年9月より7回→14回） | 健康推進課 |

2 健康相談の充実と育児不安の解消

| 番号 | 区分 | 事業名 | 事業の概要 | 担当課 |
|-------|----|-----------------------|---|-------|
| Ⅱ-2-1 | | 両親学級（パパとママの準備教室）・母親学級 | 父親・母親・家族になる方を対象に、妊娠期・産褥期の健康管理・栄養・歯の衛生および出産・育児等に関する講習を行います。妊婦さん同士の交流の場にします。 【平成21年度末の現況（見込み）】 両親学級 年間開催数 43回 参加者数 1,800人 母親学級 年間開催数 47回 参加者数 1,400人 | 保健相談所 |
| Ⅱ-2-2 | | 育児と離乳食講習会 | 育児について、離乳食の進め方、歯の衛生管理等の講習会を行うとともに、乳児の親子の交流、仲間づくりを進めます。 【平成21年度末の現況（見込み）】 実施回数 60回 2,200人 | 保健相談所 |
| Ⅱ-2-3 | | 子育て学習室 | 子育て中の親を対象に、子育てに必要な知識や情報提供を目的に講演会等を開催します。 【平成21年度末の現況（見込み）】 参加人数 400人 | 保健相談所 |

| 番号 | 区分 | 事業名 | 事業の概要 | 担当課 |
|--------|------------|-------------------------|--|--------------|
| Ⅱ-2-4 | 計 画 事 業 | 妊産婦訪問、産後相 談 | 妊娠届や健康診査の結果等から保健指導が必要な妊婦や、出生通知票を受理した産婦等に対して健康状態、生活環境、疾病予防等について訪問指導を行います。産婦訪問では、EPDS（エジンバラ産後うつ病質問票）を実施し、産後の心の問題の早期把握・支援に努めます。また、4か月児健診時に産後の健康管理や育児について保健指導を行います。 | 保 健 相 談 所 |
| Ⅱ-2-5 | 計 画 事 業 | こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業） | 生後4か月までの乳児がいる全家庭を訪問し、新生児及び乳児の発育・栄養・生活環境・疾病予防等に関し、適切な指導を実施するとともに、子育て支援に関する情報提供を行います。 また、支援が必要な家庭については、適切なサービス提供に結びつけるなど、関係機関と連携しながら継続して支援を行い、育児不安・負担の軽減に努めます。 | 保 健 相 談 所 |
| Ⅱ-2-6 | | 育児栄養相談 | 乳幼児とその保護者を対象に、身長・体重の計測の他、乳幼児の発育発達、栄養・育児について、保健師・管理栄養士・歯科衛生士が相談にのります。 【平成21年度末の現況（見込み）】 実施回数 144回 来所者数 11,500人 | 保 健 相 談 所 |
| Ⅱ-2-7 | | アレルギー相談・アレルギー講演会 | 4か月児および1歳6か月児健康診査時にアレルギースクリーニングを行い、必要に応じて専門医の受診を勧めます。生活環境・食事等について専門医・保健師・管理栄養士による指導を行います。また、アレルギーに関する講演会を開催し、アレルギーに関する知識の普及啓発に努めます。 【平成21年度末の現況（見込み）】 スクリーニング実施人数 11,000人 アレルギー相談 実施回数 12回 相談者数 100人 | 保 健 相 談 所 |
| Ⅱ-2-8 | | 育児交流会（グループミーティング） | 育児の不安や悩みを抱える親を対象に、グループミーティングを実施し、育児交流を図ります。 また、親の心の健康支援等個別支援も強化していきます。 【平成21年度末の現況（見込み）】 実施回数 32回 参加実人数 260人 延べ参加人数 400人 | 保 健 相 談 所 |
| Ⅱ-2-9 | | 多胎児の会 | 育児不安や負担の多い多胎児の親同士の交流や情報提供の場として「多胎児の会」を開催し、多胎児を持つ親の支援を行います。 | 保 健 相 談 所 |
| Ⅱ-2-10 | | 子育てグループの育成・支援 | 母子保健事業をとおして、子育て中の親や子どもとの交流・情報交換を図り、子育てグループを育成、支援します。 | 保 健 相 談 所 |

| 番号 | 区分 | 事業名 | 事業の概要 | 担当課 |
|------------------|----|---------------------------------|--|-------------|
| Ⅱ-2-11 | | 子どもの事故防止の普及啓発 | 6 保健相談所に事故防止コーナーを設置するとともに、母子保健事業をととして乳幼児の事故防止について普及啓発を行っていきます。 【平成 20 年度末の現況（見込み）】 事故防止コーナー設置状況 4 か所 | 健康推進課・保健相談所 |
| Ⅱ-2-12 | | 妊産婦の飲酒や喫煙の防止および受動喫煙による健康被害予防の啓発 | 母親学級やパパとママの準備教室および乳幼児健康診査・育児栄養相談等にて、妊産婦の飲酒や喫煙の防止、および乳幼児のいる家庭における受動喫煙による健康被害予防の啓発と保健指導を行います。 | 健康推進課・保健相談所 |
| Ⅱ-2-13 | | SIDS（乳幼児突然死症候群）の情報提供 | SIDS（乳幼児突然死症候群）について、母子健康手帳交付時、母子手帳副読本、母親学級、パパとママの準備教室などの事業、乳幼児健診の機会を通じて普及啓発・情報提供を行います。 【平成 20 年度末の現況（見込み）】 母子手帳交付、副読本交付人数 6,800 人 母親学級・パパとママの準備教室受講者数 3,200 人 | 健康推進課、保健相談所 |
| Ⅱ-2-14 | | 育児支援家庭訪問事業 | 出産後間もない核家族などの育児を家事援助者の派遣で支援します。 | 子育て支援課 |
| Ⅱ-2-15 （新規事業） | | 幼児健康相談 | 1 歳および 2 歳の誕生日を迎えた幼児を対象に、身長・体重の計測を行い、その保護者に対して育児・栄養・歯科について保健師・管理栄養士・歯科衛生士が相談にのり、子育てを支援していきます。 | 保健相談所 |

3 予防接種の推進

| 番号 | 区分 | 事業名 | 事業の概要 | 担当課 |
|-------|------|-------------------------------|--|-------|
| Ⅱ-3-1 | | 定期予防接種 | 予防接種法に基づき、ジフテリア・破傷風・百日咳・風しん・麻しん・日本脳炎については医療機関での個別接種を、ポリオは年 2 回集団接種を実施します。 【平成 21 年度末の現況（見込み）】 接種率 100% | 保健予防課 |
| Ⅱ-3-2 | 計画事業 | 麻しんシール配布等による麻しん予防接種の啓発 | 4 か月健診時に麻しんの予防接種を勧めるシールを配布し、カレンダーの 1 歳の誕生日欄に貼ってもらうことで麻しんの予防接種を啓発します。 【平成 21 年度末の現況（見込み）】 約 6,000 枚 配布 | 保健予防課 |
| Ⅱ-3-3 | | 1 歳 6 か月児健診時の麻しん接種調査と未接種者への勧奨 | 1 歳 6 か月児健診時に麻しんの予防接種調査を行い、未接種者に対し個別に勧奨を行います。 【平成 21 年度末の現況（見込み）】 接種率 100% | 保健予防課 |

| 番号 | 区分 | 事業名 | 事業の概要 | 担当課 |
|-------|----|-------------------|--|-------|
| Ⅱ-3-4 | | 麻しん発生時の緊急情報提供 | 保育所・幼稚園・小学校・中学校および医師会と連携し、麻しんの発生があれば保健所に集約した後、速やかに医師会を通じて発生情報の提供を行います。 【平成 21 年度末の現況（見込み）】 100% | 保健予防課 |
| Ⅱ-3-5 | | 4 か月児健診時におけるBCG接種 | 結核予防法に基づき、4 か月児健診時にBCG接種を実施します。 【平成 21 年度末の現況（見込み）】 BCG接種者数 6,150 人 | 保健予防課 |
| Ⅱ-3-6 | | 予防接種に関する適切な情報提供 | 生後 3 か月の子どもがいる家庭に、定期予防接種の説明や受け方に関するパンフレットを送付します。また、小児のインフルエンザや水痘などの任意の予防接種についての情報提供に努めます。 海外渡航・海外帰国者等の相談に個別に対応し、適切な情報提供に努めます。 | 保健予防課 |

4 小児(救急)医療・周産期医療の充実

| 番号 | 区分 | 事業名 | 事業の概要 | 担当課 |
|-----------------|------|-------------------|--|-------|
| Ⅱ-4-1 | | 妊娠高血圧症候群等医療給付事業 | 妊娠中毒症に係る医療費のうち医療保険適用分を除いた自己負担分を助成します。 【平成 21 年度末の現況（見込み）】 給付件数 8 件 | 健康推進課 |
| Ⅱ-4-2 | | 未熟児養育医療給付制度 | 出生時の体重が 2,000 g 以下、または生命力が特に弱く、指定医療機関に入院している 1 歳未満の乳児に対して健康保険の自己負担額を給付します。 | 健康推進課 |
| Ⅱ-4-3 | | 練馬区小児救急医療連絡協議会の運営 | 練馬区の小児救急医療の現状と課題を把握・整理し今後の小児救急医療の改善の方向を検討するため社団法人練馬区医師会・日本大学医学部付属練馬光が丘病院・順天堂大学医学部・練馬区の委員により練馬区小児救急医療連絡協議会を開催します。 | 地域医療課 |
| Ⅱ-4-4 | | 練馬区夜間救急子どもクリニック事業 | 区役所東庁舎 2 階の練馬休日急患診療所において、365 日の準夜帯（土曜、日曜、祝休日午後 6 時から午後 10 時、平日午後 8 時から午後 11 時）に、15 歳以下の小児を対象に練馬区医師会に委託して実施します。 【平成 20 年度実績】 16 歳未満 5,195 人 | 地域医療課 |
| Ⅱ-4-5 | | 特定不妊治療費の助成 | 医療保険が使えずに高額の治療費がかかる特定不妊治療（体外受精および顕微授精）に要する治療費の一部を助成する。 | 健康推進課 |
| Ⅱ-4-6 (新規事業) | 計画事業 | 病床確保事業 | 区内の小児医療、周産期医療、救急医療、高度医療の機能を充実させるために、新たな病院の整備および既存病院の増築・増床を行います。 | 地域医療課 |

| 番号 | 区分 | 事業名 | 事業の概要 | 担当課 |
|-----------------|----|------------|---|-------|
| Ⅱ-4-7 (新規事業) | | 周産期医療体制の充実 | <p>東京都保険医療計画により都が各医療圏単位で進める周産期医療体制の充実にかかる各事業について、練馬区が属する区西北部医療圏での①周産期医療連携体制の構築、②妊婦(胎児)・新生児のリスクに応じた医療提供の仕組みづくりに積極的に参加していきます。</p> <p>また、練馬区内において病床確保事業によるNICUの整備事業や分娩可能な施設整備を行うとともに、区内で中核となる病院と地域の産科・小児科標榜の医療機関との機能分化と連携協力体制の構築を推進していきます。</p> | 地域医療課 |

5 食を通じた子どもの健全育成

| 番号 | 区分 | 事業名 | 事業の概要 | 担当課 |
|-------|------|-----------------|--|-------|
| Ⅱ-5-1 | 計画事業 | 食育推進ネットワーク事業 | 練馬区食育推進ネットワーク会議等を開催し、区民、関係団体、行政が連携して食育の普及啓発活動と情報交換を行い、食育を推進します。 | 健康推進課 |
| Ⅱ-5-2 | | 保育園児の食育の推進 | <p>保育所における食育目標、年齢別食育計画表を全園に周知します。園ごとに食育の実施計画を作成し、実施・評価を行うとともに、関係機関との連携を進めます。</p> <p>平成19年12月に策定した食育推進計画を踏まえ、区立保育所全園で食育計画を作成するとともに、園児への食習慣指導を行います。</p> | 保育課 |
| Ⅱ-5-3 | | 児童福祉施設等の指導 | <p>各施設が食育目標をめざし、食育が実施できるように講習会や、研修会を実施します。</p> <p>個々に対応した(アレルギー食、回復期食等を含む)食事の提供ができるように、指導支援します。</p> <p>【平成21年度末の現況(見込み)】 児童福祉施設(特定給食)指導数130件</p> | 健康推進課 |
| Ⅱ-5-4 | | 健康づくり協力店等栄養表示事業 | <p>個人に対応したメニュー選択ができ、健康管理ができるように、健康づくり協力店(栄養成分表示している店やヘルシーメニューを提供する店、栄養情報提供の店)の充実をします。</p> <p>正しい食品選択ができるように、外食や加工食品の栄養成分表示・特定保健食品制度の普及・啓発を行います。</p> | 健康推進課 |
| Ⅱ-5-5 | | 食育講習会・栄養相談 | <p>乳幼児期の発育・発達段階に応じた適切な食事のとりかたや生涯にわたって健康的な食習慣の基礎を培うことができるように、一人ひとりの子どもの「食べる力」を育むための支援を行います。</p> <p>平成21年度から従来の講習会に加え、1歳児の保護者を対象に食育講習会を開始。</p> <p>【平成21年度末の現況(見込み)】 実施回数190回</p> | 保健相談所 |

| 番号 | 区分 | 事業名 | 事業の概要 | 担当課 |
|-------|----|-----------|---|-------|
| Ⅱ-5-6 | | 食に関する啓発事業 | 区報やホームページに妊産婦・乳幼児の栄養・食生活の情報を掲載するとともに、啓発用パンフレット等の配布により正しい食情報の提供の場を拡大します。 | 健康推進課 |

6 思春期における保健対策の充実

| 番号 | 区分 | 事業名 | 事業の概要 | 担当課 |
|-------|----|----------------|---|-------|
| Ⅱ-6-1 | | スクールカウンセラー | 小学校及び中学校に専門的知識・経験をもったスクールカウンセラーを配置し、生徒へのカウンセリング、教職員および保護者に対する助言を行います。 中学校については、全校配置が完了しているため、今後は小学校にも配置のバランスを考慮しながら拡大していきます。 | 教育指導課 |
| Ⅱ-6-2 | | 心のふれあい相談員 | 児童・生徒の相談相手となることで、そのストレスなどを和らげ、児童・生徒が心のゆとりをもって学校生活を送ることができるように支援するために、小・中学校に心のふれあい相談員（教職経験者や心理学専攻者等）を配置しています。 平成20年度より、小・中学校全校に配置 | 教育指導課 |
| Ⅱ-6-3 | | ネリマフレンド | 小学生または中学生で、年間欠席日数が30日以上で自宅にひきこもりがちな児童・生徒のいる家庭に対して、児童・生徒の悩みの相談や話し相手となる心理学専攻の大学生・大学院生、教職志望者、教育相談の経験者等を派遣します。 【平成20年度】 5家庭へ派遣 | 教育指導課 |
| Ⅱ-6-4 | | 性感染症（エイズ）教育 | 学校と連携をとりながら性感染症（エイズ）教育に協力していきます。 【平成21年度末の現況（見込み）】 区内私立高等学校で実施 | 保健予防課 |
| Ⅱ-6-5 | | 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育 | 教育委員会と共催で喫煙防止啓発のためクリアファイルを作成し小中学生に配布しています。飲酒・薬物は依頼により健康教育に協力していきます。 | 保健相談所 |
| Ⅱ-6-6 | | 学校保健委員会への支援 | 学校における健康の問題を研究・協議し、健康づくりを推進する学校・家庭・地域を結ぶ組織として、今後も設置校が増えるよう支援していきます。 【平成21年度末の現況（見込み）】 小学校 50校、中学校 34校に設置 | 保健給食課 |

Ⅲ 子どもの健やかな成長を助けるため教育環境を整備します

1 生きる力を育成する学校教育

| 番号 | 区分 | 事業名 | 事業の概要 | 担当課 |
|-------|------|--------------------|---|-------|
| Ⅲ-1-1 | | 学力向上事業 | 学力向上を図る取組を推進します。 ・ 個に応じた指導の充実を図ります。 ・ 学力調査を区内全校で実施します。 ・ 学習内容の確実な定着を図る授業改善のための授業提案を行います。 | 教育指導課 |
| Ⅲ-1-2 | 計画事業 | 少人数指導等指導方法の充実 | 児童・生徒の基礎学力の向上と個性に応じたきめ細かな指導の充実を図ります。 ・ 少人数指導 ・ 習熟度別指導 ・ ティームティーチングの実施 | 教育指導課 |
| Ⅲ-1-3 | | 国際理解教育 | 中学校を対象として外国人指導助手を派遣し生徒の実践的コミュニケーション能力と異文化理解の向上を図ります。また小学校に英語活動指導員を派遣し、英語に親しむ活動を行います。 日本語の語学力不足のために、学校生活に支障のある帰国・外国人児童生徒に対して日本語指導等を充実します。 | 教育指導課 |
| Ⅲ-1-4 | | 中学生海外派遣事業 | 区立中学校生徒をオーストラリア・クイーンズランド州イプスウィッチ市に派遣し、相互交流を通して異なる文化生活習慣を直接体験し、友好親善を深めるとともに、将来に渡り国際社会に貢献できる中学生を育成します。 | 教育指導課 |
| Ⅲ-1-5 | | キャリア教育 | 児童生徒一人ひとりに、望ましい職業観・勤労観および職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育に努めます。職場体験場所を確保するため、企業への協力を継続していきます。 | 教育指導課 |
| Ⅲ-1-6 | | 校外授業 | 集団生活の体験や、自然や歴史・文化に親しむ機会を提供するため、小学校の移動教室、中学校の臨海・林間学校、スキー教室・修学旅行などを実施します。 | 保健給食課 |
| Ⅲ-1-7 | | 個を尊重する価値観の育成 | 一人ひとりの自己実現を目指す教育内容の工夫を行い、学習指導改善研修会等の実施（総合的な学習の時間、算数・数学、道徳、小学校英語等の指導法の工夫）など、個に応じた指導等の充実を図ります。 | 教育指導課 |
| Ⅲ-1-8 | | 男女平等をはじめとする人権教育の推進 | 男女平等、いじめ、障害のある人等への教育を推進するための教職員研修、環境整備等、男女平等、人権尊重の視点による生活指導・進路指導の充実、教育相談体制を確立します。 | 教育指導課 |

| 番号 | 区分 | 事業名 | 事業の概要 | 担当課 |
|--------|------|-------------------|--|----------|
| Ⅲ-1-9 | | サポートチーム | 児童・生徒の問題について、複数の機関が連携して支援する必要があると判断されるケース（下記の例）について、必要とされる関係機関の実務担当者による「チーム」をつくり、各機関の業務内容に基づき相互に連携して対応します。 (1) 出席停止の児童・生徒への対応 (2) 児童・生徒の問題行動発生時の対応 (3) 児童・生徒の問題行動の予兆が見られたときの対応 (4) 児童・生徒の健全育成に関わる対応 平成17年4月から平成21年9月までで、12件の対応を行いました。 | 教育指導課 |
| Ⅲ-1-10 | 計画事業 | 教育相談 | 教育に関する子ども・保護者・教育関係者の相談に応じます。区民がより身近なところで相談が受けられるよう、実施箇所数と相談員数を充実します。 | 総合教育センター |
| Ⅲ-1-11 | | 適応指導教室 | 不登校児童・生徒に居場所を提供し、相談を通じて心の安定を図るとともに、個々の状況に応じた多様な活動を指導することにより、学校への復帰を支援します。 | 総合教育センター |
| Ⅲ-1-12 | | 特色ある学校づくりの推進 | 地域の特色を生かしたり、地域の人材を活用するなどして、講演会や体験学習を実施し、各学校や幼稚園が創意工夫し、地域とのつながりを生かして、特色ある学校づくりを推進します。 | 教育指導課 |
| Ⅲ-1-13 | | 学校評議員制度 | 平成20年度までにすべての区立幼稚園、小中学校に学校評議員の配置が完了しましたが、今後は学校評議員制度がより活発化するよう支援し、開かれた学校づくりを図ります。 | 教育指導課 |
| Ⅲ-1-14 | | 学校施設整備 | 学校施設の耐震補強工事、校庭の芝生化・屋上緑化等を行い教育環境を整備します。 | 施設課 |
| Ⅲ-1-15 | 計画事業 | 小中一貫・連携教育の推進 | 平成23年4月に小中一貫教育校（1校）を開校します。 小中一貫教育校の取組と成果をすべての小中学校に情報提供し、小中連携教育の推進を図ります。 | |
| Ⅲ-1-16 | 計画事業 | 特別支援学級の設置 | 知的障害学級および情緒障害等通級指導学級を新設します。 | |
| Ⅲ-1-17 | 計画事業 | （仮称）学校教育支援センターの整備 | 総合教育センターを発展的に改組し、教職員の研究・研修事業や教育相談事業などを拡充します。 | |
| Ⅲ-1-18 | 計画事業 | 校舎等の耐震化の推進 | 学校校舎・体育館の耐震補強工事を実施し、23年度までに全ての校舎・体育館を1s値0.7以上とします。 | |
| Ⅲ-1-19 | 計画事業 | みどりと環境の学校づくりの推進 | 校庭芝生化、屋上緑化およびみどりのカーテン等緑化工事を実施します。 | |
| Ⅲ-1-20 | 計画事業 | 区立学校・区立幼稚園の適正配置 | 「第一次実施計画」に基づき、4校の統合新校（光が丘地区）を開校する。また、「第二次実施計画」を策定し、区立学校・区立幼稚園の適正配置を推進します。 | |

2 家庭教育への支援の充実

| 番号 | 区分 | 事業名 | 事業の概要 | 担当課 |
|-------|------|---------|---|----------|
| Ⅲ-2-1 | | 家庭教育講演会 | 家庭教育に関する保護者対象の講演会および不登校の子どもを持つ保護者対象の講演会を、それぞれ年2回行います。 | 総合教育センター |
| Ⅲ-2-2 | 計画事業 | 子育て学習講座 | 子育て学習のほか、家庭教育支援となるような講座を提供します。特に、これまでの子育てを中心とした講座(21年度80講座)に加えて、親育ちといった視点を取り入れた学習会を区がパイロット的に実施し、地域の団体に広めていくなど、親力を高める事業を推進していきます。また、男親が参加できるよう、講座内容の充実を図ります。 | 生涯学習課 |

3 地域の教育力の向上

| 番号 | 区分 | 事業名 | 事業の概要 | 担当課 |
|-------|----|-------------------------|---|---------|
| Ⅲ-3-1 | | 青少年委員活動 | <p>青少年の余暇活動の充実や青少年団体の育成、青少年指導に対する援助、官公署、学校および青少年団体相互の連絡に関すること等を行います。</p> <p>子ども会事業に地域活動スタッフを始め青少年を積極的に活用していく取り組みは徐々に浸透していますが、今後もさらに浸透するよう各委員への働きかけを行っていきます。</p> | 青少年課 |
| Ⅲ-3-2 | | 青少年育成地区委員会活動 | <p>子どもの参加型事業、環境浄化活動等を通じて、自ら考え、決定していく力を養い、青少年の健全な育成に寄与します。</p> <p>地区委員の高齢化が進み新しい事業の展開が難しくなっていることから、ジュニアリーダー〇Ｂの参加等、中高生が主体的に事業にかかわり積極的に参加していけるような方策を検討していきます。</p> | 青少年課 |
| Ⅲ-3-3 | | 非行防止対策 | <p>「子どもたちを健やかに育てる運動」事業を推進し、地域、学校および行政が一体となって青少年の非行行為を防止するよう促します。また、社会を明るくする運動を実施し、青少年の非行防止と環境改善に寄与します。</p> <p>「社会を明るくする運動」のさらなる普及啓発とともに、「健やか運動協力店」の設置等、特に子どもの万引き防止に向けて注意や呼びかけを行います。</p> | 青少年課 |
| Ⅲ-3-4 | | 総合型地域スポーツクラブ(ＳＳＣ)の育成・支援 | <p>子どもの多様な体験活動の機会の充実や世代間の交流を促進し、多様なスポーツニーズに応えるため、各区民体育館に1つの総合型地域スポーツクラブ(ＳＳＣ)が設立され、地域住民が主体となり運営しています。</p> <p>今後は、それぞれのＳＳＣがより自立的に活動できるよう、研修や事業委託等の側面支援をしていきます。</p> | スポーツ振興課 |

| 番号 | 区分 | 事業名 | 事業の概要 | 担当課 |
|-----------------|------|----------------|---|-------------|
| Ⅲ-3-5 | | ボランティア養成講座・講習会 | 平成21年3月に「練馬区子ども読書計画（第二次）」を策定しました。計画に基づき、地域の施設や区立図書館などで読み聞かせやブックスタート事業などを行う読書活動ボランティアの育成拡大と活用を図ります。 具体的には、読み聞かせボランティア育成講習会、布の絵本講習会等を実施し、ボランティア育成講習会修了者の活用を図ります。 | 光が丘図書館 |
| Ⅲ-3-6 （新規事業） | 計画事業 | 青少年の居場所づくりの推進 | 青少年育成活動を通じて青少年がさまざまな活動ができるよう、青少年の居場所づくりを進めます。 児童館に中学生・高校生専用の時間帯を設け、「居場所の確保」と「自己実現の場」の2つの機能を備える場とします。 | 青少年課、子育て支援課 |

4 幼児教育の充実

| 番号 | 区分 | 事業名 | 事業の概要 | 担当課 |
|-------|----|----------------------|--|-----|
| Ⅲ-4-1 | | 私立幼稚園への助成 | 私立幼稚園に対して、教育環境整備等の補助を行い、幼児教育の充実を図ります。 | 学務課 |
| Ⅲ-4-2 | | 私立幼稚園等園児保護者負担軽減費等の支給 | 区立幼稚園児の保護者の負担と私立幼稚園児の保護者の負担の均衡を図るよう適切な補助をおこなうことで、幼児の就園を奨励していきます。 | 学務課 |
| Ⅲ-4-3 | | 幼稚園における幼小連携の推進 | 幼稚園と小学校の連携の実施状況を把握するとともに、各園に対して連携の取組についての情報提供や情報交換を進めていきます。 | 学務課 |

Ⅳ 子どもと子育て家庭を応援するまちづくりを進めます

1 居住環境の整備と子育てバリアフリーのまちづくり

| 番号 | 区分 | 事業名 | 事業の概要 | 担当課 |
|--------|------|-------------------------|---|-----------|
| IV-1-1 | | 住宅に関する情報の提供 | 区民向けに、①公的な賃貸住宅の入居・募集情報の提供、②自己用住宅の融資・助成情報などを中心とした住宅ガイドを発行（隔年）しています。また、ホームページ等により、随時最新の情報を提供していきます。 | 住宅課 |
| IV-1-2 | | 区営住宅の設置・管理 | 低所得の住宅に困窮している区民の入居機会を増やすため、第3次住宅マスタープラン策定のなかで区営住宅整備について検討を行います。 また、若年ファミリー世帯やひとり親世帯に対し、全体のバランスを見ながら募集枠を確保していくほか、子どもが3人以上の世帯に対する優遇倍率制度を引き続き実施していきます。 【平成21年度末の現況（見込み）】 区営住宅 793戸 | 住宅課 |
| IV-1-3 | | 公共施設整備におけるユニバーサルデザインの推進 | だれもが利用しやすい施設づくりをめざします。そのため、施設整備の際に事前協議を行うことなどにより、公共施設整備のユニバーサルデザインを推進します。 | 施設管理課、建築課 |
| IV-1-4 | 計画事業 | 鉄道駅および駅周辺のユニバーサルデザインの促進 | だれもが安全で快適に暮らせ、社会参加できる環境を創出するため、鉄道事業者にバリアフリー法の目標年である平成22年までに、区内にある21のすべての駅のバリアフリー化の完了に向けて、鉄道事業者が実施する駅のエレベーターなどのバリアフリー施設の整備に対して補助を実施します。また、区内の鉄道施設におけるバリアフリーの状況を確認するとともに課題を抽出し、さらなる設備の充実を図ります。 このほか、駅周辺や「だれでもトイレ」の設置などについても、ユニバーサルデザインの考え方に立って、施設を整備します。 | 交通企画課 |
| IV-1-5 | 計画事業 | 歩道のバリアフリー化 | 安心して快適な歩行者空間を確保するとともに魅力あるまち並みを形成するため歩行者横断部を改良し、また電線類を地中化します。 | 計画課 |
| IV-1-6 | 計画事業 | 公園へのだれでもトイレの設置 | 安心して外出できる環境整備の一環として、公園新設および大規模改修時に、障害者や子ども連れでも利用できる「だれでもトイレ」を設置するとともに、バリアフリー化を進めます。 | 公園緑地課 |

2 安全・安心のまちづくり

| 番号 | 区分 | 事業名 | 事業の概要 | 担当課 |
|--------|----|------------|--|-------|
| IV-2-1 | | 交通安全の普及・啓発 | 区報や交通安全講習会などを通じて、交通安全思想の普及啓発を行います。 中学生に対するスタントマンを活用した講座等の開催や、小学校1年生へのランドセルカバーの配布等を行います。 | 交通安全課 |

| 番号 | 区分 | 事業名 | 事業の概要 | 担当課 |
|--------|------|------------------------|--|------------|
| IV-2-2 | 計画事業 | 自転車運転免許制度 | 実技指導と筆記試験により、子どもに自転車運転のルール・マナーを教え、自転車に関する正しい知識を身につけた子どもに、自転車安全運転カードを発行します。子どもに自覚を持たせることにより、自転車による交通事故の防止に努めます。未実施校への周知と理解を求め、より多くの児童を対象に事業を実施していきます。 | 交通安全課 |
| IV-2-3 | | 交通安全教育 | 小学生に交通規則や、横断歩道の渡り方、自転車運転時の注意などを教え、交通安全意識の啓発に努めます。 | 教育指導課 |
| IV-2-4 | | 防犯情報の収集・提供 | 引き続き、警察署等から収集した犯罪情報や不審者情報について、区のホームページに専用のページを設置し掲載するとともに、町会・商店会・PTAなどの地域住民団体に提供します。また、希望する個人には、安全・安心メールにより配信していますが、周知とともに配信内容、配信手順についてもより効果的な方向をみざし検討していきます。 このほか、「地域安全マップ」の情報収集・システムについては、区のホームページへの公開をめざします。 | 安全・安心担当課 |
| IV-2-5 | | 学校安全安心ボランティア事業 | 保護者や地域住民に、ボランティアとして、区立小学校の玄関付近で来校者への声かけなどの活動をしていただき、授業時間中における児童の安全を高めるとともに、ふれあい給食などを通じたボランティアと児童の交流を進めます。 今後は、各小学校において、着実に活動を継続できるよう、小学校教職員やボランティアへの啓発活動を充実していきます。 | 庶務課 |
| IV-2-6 | 計画事業 | 地域パトロール体制の充実 | 地域の団体が実施するパトロール活動への車両や資材の提供等による支援や、防犯設備整備への助成等、地域団体の防犯・防火活動の支援や組織体制の強化を推進します。 地域の住民組織による防犯活動の取組が困難な部分について、安全・安心パトロールカーの効率的な運用や区関係部署、区内各警察署・消防署との連携を図りながら防犯防火事業を実施します。 | 安全・安心担当課 |
| IV-2-7 | | 防犯に関する意識啓発 | 警察や関係団体と協力して、防犯に関する啓発冊子を作成し、地域団体等に配布しています。また、地域において専門家による防犯講習や防犯訓練を実施する場合には、講師派遣等の必要な支援を行っています。 さらに区民の防犯意識の啓発を図るため、防犯イベント等を開催します。 | 安全・安心担当課 |
| IV-2-8 | | 児童館、保育所等の危機管理マニュアルの作成等 | 児童館・保育所等において、危機管理マニュアルを時勢に合わせて見直していくとともに、マニュアルに基づき防犯訓練（図上・実施）や講習会などを実施します。 | 子育て支援課、保育課 |

| 番号 | 区分 | 事業名 | 事業の概要 | 担当課 |
|---------|------|------------------------|---|----------|
| IV-2-9 | | 子ども防犯ハンドブックの配付 | 親子で防犯について話し合う教材として、小学1年生、4年生の児童全員に、「子ども防犯ハンドブック」を配付します。また学校でも副読本として活用します。 | 青少年課 |
| IV-2-10 | | セーフティ教室・「学校110番」通報避難訓練 | 児童生徒の非行防止と犯罪被害防止を目的に、警察署などと連携して学校がセーフティ教室を実施します。警察官などによる授業を保護者や地域関係者にも参観していただき、授業後に学校・警察署・保護者・地域の関係者で協議会を開催します。 また、不審者の学校侵入に対応するため、「学校110番」通報避難訓練を実施します。通報避難訓練は、教員の安全教育研修会も兼ねて実施します。 | 教育指導課 |
| IV-2-11 | 計画事業 | 児童・生徒の地域における緊急避難所の設置 | 主に通学路等で、児童・生徒が犯罪に巻き込まれそうになった時、助けを求め「駆け込むことのできる」場所を、区民の協力を得て確保し、犯罪発生を抑止します。 引き続き、すべての小学校学区域により多くの緊急避難所が設置できるように、地域の実施団体へ働きかけていきます。 | 青少年課 |
| IV-2-12 | | 防犯設備設置に係る助成 | 地域住民組織などが、犯罪防止を目的として、不特定多数の者が出入り、または往来する場所に、防犯カメラ・防犯灯などの防犯設備を設置する場合に助成を行います。今後は繁華街を中心に、対策を強化します。 | 安全・安心担当課 |
| IV-2-13 | | 防犯用品・防犯機器の普及促進 | 小中学生に防犯ブザーを配付します。また、防犯用品・防犯機器販売業者団体等と協定を結び、区民に防犯用品・防犯機器をあっせんします。 | 安全・安心担当課 |
| IV-2-14 | | 雑誌自動販売機等実態調査 | 青少年の健全育成と非行防止のために、雑誌やビデオテープなど青少年の健全な育成に有害と思われる自動販売機の実態を調査し、実態を把握するとともに、場合によっては撤去を促します。 | 青少年課 |
| IV-2-15 | 計画事業 | 子ども安全学習講座 | 子どもが安全にかつ安心して生活するために、子ども自身が考え行動できるような実践的な内容の講座や、地域での取り組みを推進していくような講座を、引き続き実施していきます。 | 生涯学習課 |
| IV-2-16 | 計画事業 | 地域防犯防火連携組織の確立 | 小学校区を基本単位としながら、地域の実情に応じた範囲を組織の単位として、地域団体、区、学校、警察など関係機関の連携を進めていきます。 連携組織については、新たに組織を構築する他、防犯、防火などですでに連携が見られている地域では、既存組織の強化による組織構築を進めます。 | 安全・安心担当課 |

| 番号 | 区分 | 事業名 | 事業の概要 | 担当課 |
|-----------------------|------------|--------------------------------|--|------------------|
| IV-2-17 | 計 画 事 業 | 情報教育推進事業 | <p>子どもにとって有害な情報の実際を学ぶとともに、大人として地域として取り組むことのできる予防（子どもにパソコンや携帯電話を買い与える際に注意すべきことなど）や対策について考えます。また、学校裏サイトにおけるいじめなどの実態を通して、インターネットと人権侵害についても考える機会とします。</p> <p>今後も、区内全小中学校で実施している「情報モラル講習会」と連携して実施していくほか、情報を読み取る力を身につけ悪意のある情報から自らの身を守るよう、情報リテラシー教育を展開していきます。</p> | 生涯学 習課 |
| IV-2-18 (新規 事業) | | 情報通信システム を活用した防犯シ ステムの研究 | <p>子ども特に小学生が不審者による犯罪に巻き込まれることのないよう、ＩＣタグ等情報通信システムを活用した防犯システムの構築に向けた研究を行います。</p> | 安全・ 安心担 当課 |

V 特に支援が必要な子どもと子育て家庭を応援します

1 児童虐待防止対策の充実

| 番号 | 区分 | 事業名 | 事業の概要 | 担当課 |
|-------|----|---------------------------|--|-------------------------------|
| V-1-1 | | 子ども家庭支援センターにおける児童虐待に関する相談 | 子ども家庭支援センター5か所において、区民からの児童虐待通報や相談を受けます。 児童虐待通報については、東京都児童相談センターと連携して子どもの安否の確認を最優先にします。 保護者からの相談については、子どもと家庭の問題解決のために、関係機関との連携の充実に努めます。 | 子育て支援課 |
| V-1-2 | | その他の機関における児童虐待に関する相談 | 日常的な相談の中から児童虐待を早期に発見し、関係機関と連携しながら、適切な援助を行います。 ＜総合福祉事務所＞ ＜保健相談所＞ ＜児童館＞ ＜総合教育センター＞ | 総合福祉事務所、保健相談所、子育て支援課、総合教育センター |
| V-1-3 | | 児童虐待防止マニュアルの改訂 | 平成16年3月発行(平成20年12月改訂版発行)の「児童虐待防止マニュアル」を、時勢に合わせて改訂します。 | 子育て支援課 |
| V-1-4 | | 児童虐待防止ネットワークの強化・啓発 | 児童福祉法第25条の2に基づき、練馬区要保護児童対策地域協議会を引き続き運営し、ネットワークの強化とともに、児童虐待について周知することで保護者や地域の理解が得られるよう啓発活動を進めるなど、児童虐待防止対策の充実を図ります。 | 子育て支援課 |
| V-1-5 | | 心の相談事業 | 保護者から受ける相談について、深刻な悩みには、心の相談事業の参加を案内し、虐待専門相談員を講師に、母親同士のグループミーティングを通じて考え、話し合うことで参加者自身の「育てる力」の向上と、虐待予防を図ります。 | 子育て支援課 |

2 ひとり親家庭の自立の支援

| 番号 | 区分 | 事業名 | 事業の概要 | 担当課 |
|-------|----|-------------|--|---------|
| V-2-1 | | ひとり親家庭の各種相談 | 母子自立支援・婦人相談員または面接員が生活全般の相談を受けます。ひとり親家庭が自立した生活をおくれるよう、区内外関係機関との連携により、必要な支援につなげられるようにしていきます。 | 総合福祉事務所 |

| 番号 | 区分 | 事業名 | 事業の概要 | 担当課 |
|-------|----|-------------------|--|--|
| V-2-2 | | 女性に対する暴力 専門相談 | 夫の暴力など女性に対する暴力に関する相談を受けます。平成 21 年度から、相談日数・時間および相談場所を増やし、より多くの人の相談に応じられるようにしています。 【平成 21 年度末の現況（見込み）】 個別相談 400 人 グループミーティング 150 人 | 人権・ 男女共 同参画 課 |
| V-2-3 | | 女性および母子緊 急一時保護 | 夫等からの暴力により、保護を求めてくる女性および母子を、区で独自に確保した施設や東京都等の施設で、一時的に保護します。 【平成 21 年度末の現況（見込み）】 3 か所 4 室（区が確保している施設） | 人権・ 男女共 同参画 課、総 合福祉 事務所 |
| V-2-4 | | 母子生活支援施設 | 配偶者のいない母親とその子どもを保護し、経済的自立を促し、安心して児童の養育ができるようにします。 また、入所した世帯が社会に適合し、自立した生活が営めるように援助・指導を行います。 【21 年度末の現況（見込み）】 1 か所、20 室 | 総合福 祉事務 所、計 画調整 担当課 |
| V-2-5 | | ひとり親家庭就労 支援事業 | ひとり親家庭の母及び父の就労に際して主体的な能力開発を支援するため、自立支援教育訓練給付金事業、高等技能訓練促進費事業を実施します。支給対象をひとり親に拡大したことに伴い、事業の周知を図ります。 | 総合福 祉事務 所 |
| V-2-6 | | 各種資金の貸付 | 母子福祉資金、女性福祉資金、応急小口資金、高等学校進学準備資金の貸し付けを行い、経済的自立、生活の安定、生活意欲の増進を図ります。 区が実施する各種資金のこれらの貸付や関連する施策（東京都や社会福祉協議会が実施する貸付）の活用が、相談者の状況に応じ、より効果的に行えるよう、PRしていきます。 【平成 21 年度末の現況（見込み）】 ・母子福祉資金 710 件 ・女性福祉資金 46 件 ・応急小口資金 483 件 ・高等学校進学準備資金 40 件 | 総合福 祉事務 所 |

| 番号 | 区分 | 事業名 | 事業の概要 | 担当課 |
|--------|----|--------------------|--|---------|
| V-2-7 | | 児童扶養手当の支給 | <p>父が離婚や死亡などでいないか、父が重度の障害者の18歳までの児童（障害がある場合は20歳未満）のいる家庭に手当を支給し、生活の安定と自立の促進を図ります。国の制度で、所得制限があります。</p> <p>支給額： 1人目 41,720円 （一部支給は41,710円～9,850円） 2人目 5,000円 3人目以降 3,000円（月額）</p> <p>【平成21年度末の現況（見込み）】 受給世帯 4,300世帯 対象児童 6,400人</p> | 子育て支援課 |
| V-2-8 | | 児童育成手当（育成手当）の支給 | <p>父または母が死亡・離婚等でいないか、父または母が重度の障害者の18歳までの児童の保護者に手当（支給額1人13,500円（月額））を支給し、生活の安定と自立の促進を図ります。東京都の制度で、所得制限があります。</p> <p>【平成21年度末の現況（見込み）】 受給世帯 5,900世帯 対象児童 8,500人</p> | 子育て支援課 |
| V-2-9 | | ひとり親家庭等医療費の助成 | <p>父または母が死亡・離婚等でいないか、父または母が重度の障害者の18歳（障害がある場合は20歳未満）までの児童のいる家庭に医療証を交付して、医療費の一部を助成します。東京都の制度で、所得制限があります。</p> <p>（一部負担内容） 住民税課税世帯： 自己負担分の1割と 入院時食事療養費標準負担額 住民税非課税世帯： 入院時食事療養費標準負担額</p> <p>【平成21年度末の現況（見込み）】 受給者数 3,500世帯 対象者 4,900人</p> | 子育て支援課 |
| V-2-10 | | ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業 | <p>小学生以下の児童のいるひとり親家庭の母親や父親あるいは児童が、一時的な疾病などで日常生活に困った場合、ひとり親家庭になった直後で生活が不安定な場合、親族等の冠婚葬祭に親が出かける場合等にホームヘルパーを派遣し、子どもの世話・食事の介助等の援助を行います。なお、派遣時間については、午後10時までです。</p> <p>【平成21年度末の現況（見込み）】 延べ 300世帯 延べ 24,700時間</p> | 総合福祉事務所 |

| 番号 | 区分 | 事業名 | 事業の概要 | 担当課 |
|--------|----|----------------|---|---------|
| V-2-11 | | ひとり親家庭等休養ホーム事業 | ひとり親家庭等がレクリエーションその他休養のために、区が指定する宿泊施設を利用する場合には、宿泊料金の一部を区で補助することにより、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ります。 【平成 21 年度末の現況（見込み）】 利用泊数 大人 480 泊 子ども 260 泊 施設数 21 施設 | 総合福祉事務所 |

3 障害児の健全な発達の支援

| 番号 | 区分 | 事業名 | 事業の概要 | 担当課 |
|-------|------|----------------------|---|--------------|
| V-3-1 | | 発達に心配のある子どもに対する診察・相談 | 発達に心配のある子どもについて、専門医が診察を行い、専門スタッフが相談に応じます。平成24年度に開設予定の（仮称）こども発達支援センターに、乳幼児および学齢児の相談を移行し、事業の充実を図ります。 【平成21年度末の現況（見込み）】 相談件数 3,600件 | 障害者サービス調整担当課 |
| V-3-2 | | 心身障害者（児）歯科相談 | 心身に障害を有する者および児童とその保護者（介護者）に対する歯科相談を、練馬つつじ歯科診療所で練馬区歯科医師会に委託して実施します。 | 地域医療課 |
| V-3-3 | | 心身障害者（児）歯科診療 | 心身に障害を有し一般の歯科診療所では治療が困難な者および児童に対する歯科診療を、練馬つつじ歯科診療所で練馬区歯科医師会に委託して実施します。 | 地域医療課 |
| V-3-4 | | 障害児の早期療育 | 発達に心配のある子どもを、保健・医療・福祉・保育等の関係機関の連携によりできるだけ早期に発見し、必要な療育を行うことによって、障害の軽減や基本的な生活能力の向上を図ります。対象者を乳幼児から高校生までに拡大し機能を強化するために、心身障害者福祉センターの実績を踏まえて、（仮称）こども発達支援センターを整備します。 心身障害者福祉センターの療育事業は、（仮称）こども発達支援センターに移行します。 【平成21年度末の現況（見込み）】 心身障害者福祉センター、通所定員 102名 | 障害者サービス調整担当課 |
| V-3-5 | 計画事業 | 特別支援教育に関わる教員の専門性の向上 | 特別支援教育理解のための研修、特別支援教育コーディネーター養成のための研修を充実させ、教員の専門性の向上を図ることにより、特別支援学級および通常学級における特別支援教育の一層の充実を図ります。 | 教育指導課 |
| V-3-6 | | 幼稚園における障害児教育 | 全区立幼稚園で障害児保育を実施しています。また、私立幼稚園において障害児保育を実施する場合、区が委託を行います。 さらに、発達障害児等特別な配慮を要する幼児が私立幼稚園に入園した場合、園がクラス担任以外の補助員を配置する経費の一部を助成します。 幼稚園を卒園した後、小学校へ就学する際に、切れ目のないよう適切な連携を図っていきます。 | 学務課 |

| 番号 | 区分 | 事業名 | 事業の概要 | 担当課 |
|--------|------|------------------------|---|--------------|
| V-3-7 | | 障害児保育 | <p>原則として、集団での保育が可能な、身体障害者手帳3級・愛の手帳3度以下程度の中軽度な障害をもつ満3歳以上の児童を、保育所で受け入れます。今後、年齢枠を撤廃することで、0～2歳児の受入も行い、保護者ニーズに応じていきます。</p> <p>また、保育所を卒園した後、小学校へ就学する際に、切れ目のないよう適切な連携を図っていきます。</p> <p>【平成21年度末の現況（見込み）】 受入れ人数 区立保育所 153名 私立保育所 51名</p> | 保育課 |
| V-3-8 | | 学童クラブでの障害児の受入れ等 | <p>放課後等の保育に欠ける障害のある児童の受け入れについては、現在各クラブ2名（委託クラブは各3名）、計185名の受入枠がありますが、発達障害や注意欠陥多動性障害等の新たな障害による近年の需要の増大に対応するため、受入枠を拡大していきます。</p> <p>また、地域で暮らす重い障害のある児童の放課後の居場所の提供を検討します。</p> | 子育て支援課 |
| V-3-9 | | 特別児童扶養手当の支給 | <p>20歳未満で中度以上の障害のある児童を養育する保護者に手当を支給します。国の制度で、所得制限があります。</p> <p>1級 50,900円（月額） 2級 33,900円（月額）</p> <p>【平成21年度末の現況（見込み）】 受給者数 600人</p> | 子育て支援課 |
| V-3-10 | | 児童育成手当（障害手当）の支給 | <p>心身に一定程度の障害がある20歳未満の児童を養育する保護者に手当（支給額1人15,500円（月額））を支給します。東京都の制度で、所得制限があります。</p> <p>【平成21年度末の現況（見込み）】 受給世帯 450世帯 対象児童 470人</p> | 子育て支援課 |
| V-3-11 | 計画事業 | 心身障害者（児）に対する住宅改造・改善の助成 | <p>重度の心身障害者（児）の日常生活を容易にするため、浴室、トイレ、玄関等の改善工事などに対する「住宅設備改善費の給付制度」の普及に努めます。</p> | 障害者サービス調整担当課 |
| V-3-12 | 計画事業 | 心身障害者（児）に対する居宅系サービスの充実 | <p>心身障害児の必要なサービスが十分に供給されるよう、また、心身障害児の家族の病気や事故、レスパイト（休養）などのため、一人ひとりのニーズを把握し、効率的効果的な居宅系サービス（居宅介護・重度訪問介護・行動援護・重度障害者等包括支援・短期入所・児童デイサービス）の提供の充実を図ります。</p> | 障害者サービス調整担当課 |

| 番号 | 区分 | 事業名 | 事業の概要 | 担当課 |
|----------------------|-----------|------------------------|---|----------------------------|
| V-3-13 | 計 画 事業 | 日常生活を容易にするための各種援助 | 重度の心身障害者（児）に対して、日常生活を容易にしたり、介護者の負担を軽減するための用具を給付または貸与します。心身障害者（児）のニーズに配慮した給付品目や給付体制を検討します。 | 障害者サービス調整担当課 |
| V-3-14 | | 福祉タクシー等事業 | 外出困難な心身障害者（児）の生活圏を拡大することを目的として、福祉タクシー券の支給、自動車燃料費の助成およびリフト付タクシーの円滑な供給を行います。 | 総合福祉事務所 |
| V-3-15 | | チェアキャブ運行事業への補助 | 歩行困難で外出時に車イスを常時使用する障害児の社会参加を進めるために、練馬区社会福祉協議会が実施するチェアキャブ運行事業の事業運営費を補助します。 | 障害者施策推進課 |
| V-3-16 | | 民間幼児・児童訓練教室に対する運営費の助成等 | 通所訓練事業などを行っている民間幼児・児童訓練教室に運営費を助成します。また、教室への通所バスを運行します。 | 障害者施策推進課 |
| V-3-17 | | 特別支援教育の推進 | 児童・生徒一人ひとりの障害の状態や特性などに応じた教育を行うとともに、地域バランスを考慮しながら特別支援学級を増設します。 （仮称）こども発達支援センターの開設を踏まえ、幼稚園・保育所・小中学校・高等学校から成人まで、ライフステージに応じた適切な相談支援体制のネットワーク整備を進めていきます。 また、学校巡回相談、交流および共同学習等の実施、特別支援教育についての理解啓発に取り組みます。 | 学 務 課・教 育指 導 課 |
| V-3-18 （新規 事業） | 計 画 事業 | （仮称）こども発達支援センターの整備 | 発達に心配のある子どもを早期発見し、発達を支援するため、相談・療育事業を実施してきた心身障害者福祉センターの実績を踏まえ、より機能を強化するため、（仮称）こども発達支援センターを整備します。 （仮称）こども発達支援センターの機能としては、診察・相談機能、通所による療育、関係機関への支援と連携、保護者への支援、地域住民の啓発などを想定しています。 | 障害者サービス調整担当課 |

VI 計画の着実な推進を図ります

1 計画を推進する仕組みづくり

| 番号 | 区分 | 事業名 | 事業の概要 | 担当課 |
|------------------|----|----------------------|---|------------------|
| VI-1-1 | | 次世代育成支援推進協議会の設置 | <p>行動計画の実施状況の把握・点検に区民の意見を反映させるため、公募区民、団体代表、学識経験者等で構成する「練馬区次世代育成支援推進協議会」を設置します。</p> <p>また、協議会には、施策に関する問題提起や提案を行っていただき、次世代育成支援施策の推進に努めます。</p> | 計画調整担当課 |
| VI-1-2 | | 行動計画の実施状況の公表と区民意見の反映 | <p>計画で示した施策の推進や、事業の実施にあたっては、定期的に計画の実施状況を把握・点検することが必要です。計画の実施状況を、年度ごとに把握・点検し、区報、ホームページなどで公表します。区民の方から意見をいただき、計画の実施に反映させます。</p> | 計画調整担当課 |
| VI-1-3 | | 行政評価制度の活用 | <p>行政評価制度を活用して、施策の評価や事業の評価を実施することによって、成果重視の計画の推進をめざします。</p> | 各課 |
| VI-1-4 | | 区民参加による評価制度の活用 | <p>保育所、学童クラブなどの施設について、第三者評価や利用者（保護者）アンケートを実施し、区民の意見を反映したよりよい運営をめざします。</p> | 各課 |
| VI-1-5 | | 施設の管理運営、業務の委託等の推進 | <p>区民、民間との協働による効率的で効果的な施設の管理運営や業務の実施をめざして、保育所、学童クラブ、地区区民館などの管理運営などの委託化を進めます。</p> | 各課 |
| VI-1-6 | | 区の推進体制の整備 | <p>関係部長で構成する次世代育成支援行動計画推進委員会を設置し、関係組織が連携した計画の推進と進行管理を行います。</p> <p>また、事業部制の導入にあわせて、子どもに関わる組織を再編強化し、計画の推進体制を整備します。</p> | 子育て支援課等 |
| VI-1-7 (新規事業) | | 第三者評価の受審 | <p>利用者へのサービス向上を図るため、区・私立保育所、認証保育所や障害福祉サービス事業所において、自己評価の実施および第三者評価の受審を支援します。</p> | 保育課、障害者サービス調整担当課 |